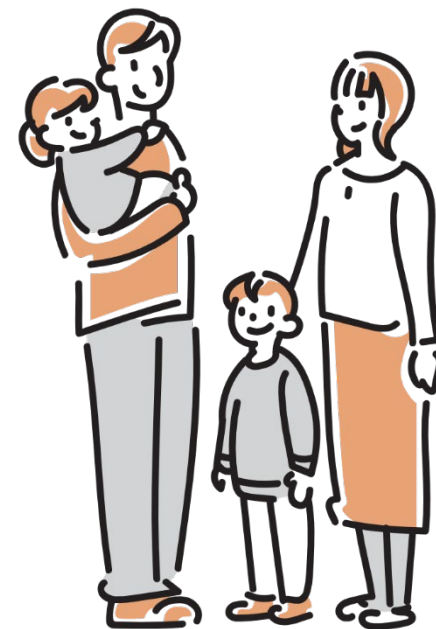


こどもまんなか
こども家庭庁

子育て短期支援事業の推進に係る オンライン自治体説明会

令和7年7月4日 15:00～

こども家庭庁 成育局成育環境課
家庭支援係



<子ども・子育て支援交付金> 令和7年度当初予算案 2,138億円の内数 (2,074億円の内数) ※()内は前年度当初予算額

事業の目的

保護者の疾病その他の理由により家庭においてこどもを養育することが一時的に困難となった場合等に、児童養護施設等において一定期間、養育・保護を行うことにより、これらのこども及びその家庭の福祉の向上を図る。

事業の概要

(1) 短期入所生活援助（ショートステイ）事業

保護者の疾病や育児疲れ、仕事等の事由によりこどもの養育が一時的に困難となった場合や保護者の育児不安や過干渉等により、児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合に、児童養護施設等で一定期間こども及び保護者を預かる事業。



【対象者】 次の事由に該当する家庭のこども又は親子等

- こどもの保護者の疾病、育児疲れ等、身体上又は精神上の事由
- 出産、看護、事故など家庭養育上の事由
- 冠婚葬祭、出張や公的行事への参加など社会的な事由
- 養育環境等に課題があり、児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合
- 保護者が児童と一緒にレスパイト・ケアや、児童との関わり方、養育方法等について、親子での利用が必要である場合
- 経済的問題等により緊急一時的に親子の保護が必要な場合

(2) 夜間養護等（トワイライトステイ）事業

保護者が仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となることで家庭においてこどもを養育することが困難となった場合や保護者の育児不安や過干渉等により、児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合、その他緊急の場合において、こども及び保護者を児童養護施設等において保護し、生活指導、食事の提供等を行う事業。

【対象者】

- 保護者の仕事等の理由により、平日の夜間又は休日に不在となる家庭の児童及び養育環境等に課題があり、一時的に保護者と離れることを希望する児童
- 保護者が児童と一緒にレスパイト・ケアや、児童との関わり方、養育方法等について、親子での利用が必要である場合



実施主体等

【実施主体】市町村（特別区を含む） 【補助率】国1/3、都道府県1/3、市町村1/3

【補助基準額案】以下参照

※ () は、ひとり親家庭等の優先的な利用を進め、その利用料減免を実施する場合や、養育環境等に課題があり一時的に保護者と離れることを希望する児童の利用料を免除する場合に補助単価に加算する額

1 運営費

(1) 短期入所生活援助（ショートステイ）事業

- 2歳未満児、慢性疾患児 年間延べ日数 × 9,210円 (4,200円)
- 2歳以上児 年間延べ日数 × 5,200円 (2,100円)
- 親子入所利用保護者及び緊急一時保護の親 年間延べ日数 × 1,340円 (600円)
- 居宅から実施施設等の間や、通学時等の児童の付き添いの実施 実施日数×1,860円

(3) 専従人員配置支援 1事業所当たり 6,747千円

(2) 夜間養護等（トワイライトステイ）事業

- ア 夜間養護事業
 - (ア) 基本分 年間延べ日数 × 1,250円 (400円)
 - (イ) 宿泊分 年間延べ日数 × 1,250円 (400円)
- イ 休日預かり事業 年間延べ日数 × 2,310円 (1,000円)
- ウ 居宅から実施施設等の間や、通学時等の児童の付き添いの実施 実施日数×1,860円

2 開設準備経費（改修費等） 4,000千円

令和元年度

「付き添い」加算の創設

- ・ 居宅から実施施設等の間や、通学時等の児童の**付き添いを実施する場合の加算**を創設。

令和2年度

利用者負担軽減加算の創設

- ・ **ひとり親家庭等（※1）の優先的な利用を進め、その利用料減免を実施する場合の加算**を創設。

※1 ひとり親家庭や低所得世帯（生活保護世帯、市町村民税非課税世帯）、保護者が障害を有する家庭、本事業による支援が児童虐待防止の観点から効果的と考えられる家庭など、等に本事業の利用が必要と考えられる家庭

令和3年度

実施施設等に、「里親等」を追加

- ・ 市町村が児童養護施設等を介さずに児童を**里親等（※2）に直接委託し、必要な保護を行う**ことができるよう、制度改正。

※2 **里親、保護を適切に行うことができる者として市町村長が適当と認めた者その他の保護を適切に行うことができる者。**
なお、「保護を適切に行うことができる者として市町村長が適当であると認めた者」について、「保護を適切に行うことができる者」としては、市町村長が、研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を受講する等して、保護を適切に行うことができると考えられる者を認めることが望ましい。また、「その他の保護を適切に行うことができる者」には、保育士及び子育て支援員を含む。

令和6年度

親子入所等支援の創設 等

- ・ 令和4年児童福祉法改正に際し、以下要素を拡充
 - **親子入所等支援**…レスパイト・ケアとあわせて、児童の養育方法や関わり方について支援が必要な親子を短期間受け入れ、支援を実施する。
 - **入所希望児童支援**…保護者の育児放棄や過干渉等により、児童自身が一時的な利用を希望する際の受け入れ支援を行うとともに、児童及びその保護者が抱える課題や意向を丁寧に確認し、児童とその保護者の関係の改善に向けた調整を実施する。
 - **専従人員配置支援**…子育て短期支援事業の実施に当たり、専従の職員を配置し、正当な理由なく利用を断らない実施施設等に対して、専従職員の配置に要する費用の支援を行う。
 - **利用日数の柔軟化**（原則7日以内としている保護の期間を、個別状況を勘案して市町村長が必要と認める期間に変更）
- ・ 「**子育て短期支援事業における里親・ファミリーホーム及び児童家庭支援センターの活用について**」（令和6年3月12日通知）において、里親・ファミリーホーム及び児童家庭支援センターの活用推進に際し、都道府県と市町村の間で必要な連携に努めるよう通知。

子育て短期支援事業の実績

○子育て短期支援事業 実施場所別(令和5年度)

施設類型	箇所数			
	ショート	割合	トワイライト	割合
児童養護施設	539	52%	313	55%
母子生活支援施設	110	11%	59	10%
乳児院	139	13%	53	9%
保育所	15	1%	12	2%
ファミリーホーム	102	10%	47	8%
その他	125	12%	85	15%
計	1030		569	

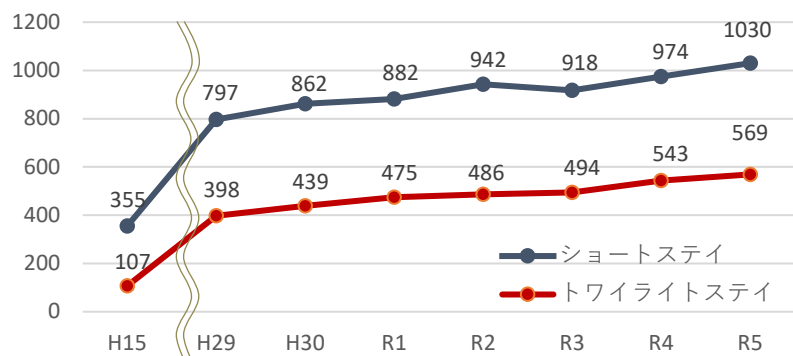
※ 実施か所の約5割が児童養護施設で実施

※【その他】の施設例

- ・こども家庭センター
 - ・福祉センター
 - ・助産院
 - ・病院
 - ・放課後等デイサービス事業所
 - ・自立援助ホーム
 - ・介護福祉サービス事業所(デイサービス等)
 - ・NPO独自事業
 - ・福祉型障がい児入所施設
 - ・老人ホーム
- 等

○子育て短期支援事業(実施か所数・各年度実績)

○子育て短期支援事業(実施か所数・各年度実績)



※ なお、上記以外に、里親等への委託も行われている。
令和5年度実績：ショートステイ…1,640人、トワイライトステイ…290人
※ 令和5年度の取組自治体数：1,043市町村

(参考)子育て短期支援施設数調査【令和4年度】
※ファミリーホームのみ総施設数は令和3年度参考

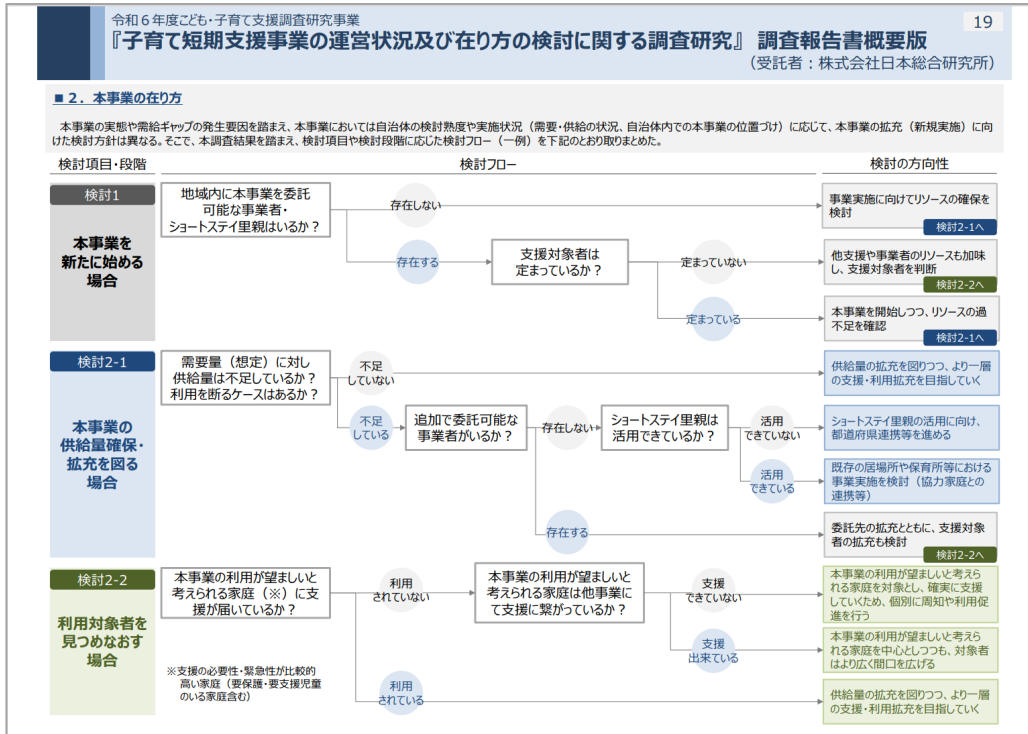
(家庭支援係 独自調査)

施設	取組施設数	総施設数		実施率	
		(うち公営)	うち私営)		
児童養護施設	518	610	7	603	84.9%
母子生活支援施設	107	204	18	186	52.5%
乳児院	142	144	5	139	98.6%
保育所	15	22524	6718	15806	0.1%
ファミリーホーム	85	446	—	—	19.1%
その他	107	—			
合計	974				

<https://www.jri.co.jp/page.jsp?id=110927>

調査報告書概要版

昨年度のアンケート調査や検討会の結果から自治体の実情に応じた検討方針などの提言がされています。



事例 01 福岡県福岡市

問い合わせ先
福岡市 ども未来局 ども健やか部 ども家庭課
k-katei.cb@city.fukuoka.lg.jp

自治体 委託事業者

● 事例のポイント

- 社会的養護施設に限られる中、里親を活用することで地域全体を網の目で支えていく環境を構築し、多くの利用者に本事業を提供している。
- ショートステイを必要とする家庭に適切に支援が届くよう、窓口となる職員のリソースの強化に取り組んでいる。

● 基礎項目

事業形態	<ul style="list-style-type: none"> 以下の施設や事業者へ委託し実施 社会的養護施設（児童養護施設、乳児院）、児童家庭支援センター、里親家庭（児童家庭支援センターや民間事業者がファスティング機能を担当）
支援概要	<ul style="list-style-type: none"> 【利用対象児童】福岡市内に住む18歳未満の児童】 【利用料金】生活保護受給世帯・市民税非課税世帯・ひとり親世帯、保護者が障害を有する家庭、要支援・要保護児童のいる家庭は減免により無料、その他の世帯は5,350円/日（2歳未満）・2,750円/日（2歳以上）】 【利用理由】育児疲れ、仕事の出張、急な入院や介護などの理由で利用可能】 【利用できる期間】1回あたり原則7日以内】
支援の流れ	<ul style="list-style-type: none"> 支援までの流れは以下のとおり。 ① 市内にある区役所窓口利用者が申込（施設と里親の預かり先の希望などを確認） ② 区役所窓口担当者から委託する事業者・施設（児童養護施設、乳児院、里親を調整するNPO法人など）へ受け入れ可否を電話にて照会 ③ 利用者に対して受け入れ可能な事業者・施設を案内 ④ 事業者・施設にて所定の手続きを行いショートステイを開始

● 事業の意義・効果、実施状況等

事業の意義・効果	<ul style="list-style-type: none"> ショートステイ事業は在宅支援策の一つであり、養育支援訪問事業や親子関係づくりサポート事業と組み合わせながら、在宅支援を充実させている。在宅支援を拡充するに伴い措置児童数は減少している。平成26年4月1日時点では449名であったが、令和6年4月1日には268名に減少している。措置児童数の減少は在宅支援を拡充した効果と捉えている。
事業の位置づけ背景	<ul style="list-style-type: none"> かつて、市内の社会的養護施設が飽和状態になり、里親委託への移行が行われた。その後、長期で児童養護施設等に入所していることと家庭復帰、家庭移行支援というフェーズがあり、その次のフェーズとしてショートステイ事業などの在宅支援により親子分離防止と家庭に帰ったこととたちの支援の充実に取り組んでいる。 福岡市は人口が約160万人、児童人口が約24万人だが、施設としては乳児院が2か所、児童養護施設が3か所と少なく、また都心部から遠方にある。そのため、里親を活用することで地域全体を網の目で支援できる環境を構築することが重要となっている。

ヒアリング事例集

先進的な取り組みをされている自治体様や事業者様にヒアリング調査を行いました。供給量の確保策などについてよりイメージをもって頂ける内容となっています。

